



栃木地方最低賃金審議会栃木県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

栃木労働局 一般公示 第 1 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、栃木県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、栃木県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記の「栃木地方最低賃金審議会栃木県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦してください。

令和 8 年 7 月 2 日

栃木労働局長 中 野 知 基

記

栃木地方最低賃金審議会栃木県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、栃木県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、栃木県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦してください。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出してください。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 7 月 23 日

(3) 推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室

（宇都宮市明保野町 1 番 4 号 宇都宮第 2 地方合同庁舎）

令和 年 月 日

栃木労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

栃木地方最低賃金審議会栃木県最低賃金専門部会 { 労働者代表 / 使用者代表 } 委員の
候補として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職（現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること）	略 歴

※ 推薦に当たっては、候補者の履歴書を添付してください。

内 諾 書

栃 木 労 働 局 長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、栃木地方最低賃金審議会栃木県最低賃金専門部会委員
に任命されたときは、就任することを内諾します。